

【概要版】

第7期

鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【平成30年度～平成32年度】



平成30年3月

鴻 巣 市

高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

●法的根拠

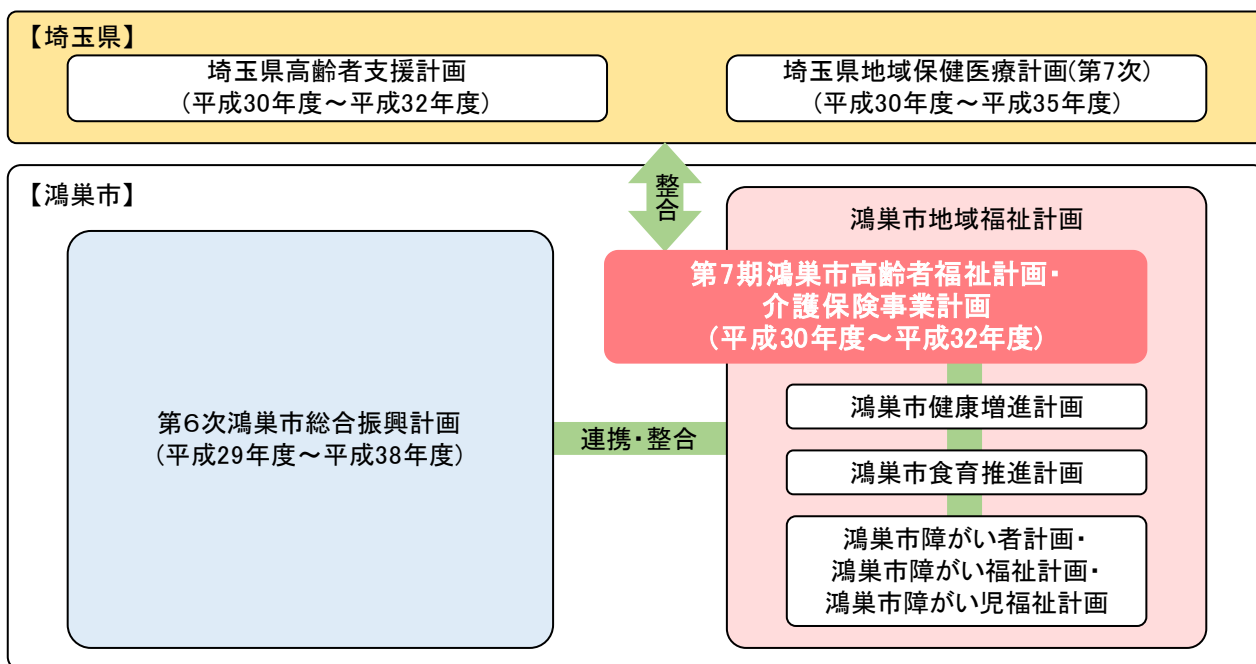
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画を一体化して策定する計画です。

平成26年度に策定した第6期計画を見直し、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年度を見据えた、高齢者の福祉全般にわたる総合計画として、本計画を策定します。

●関連計画との調和

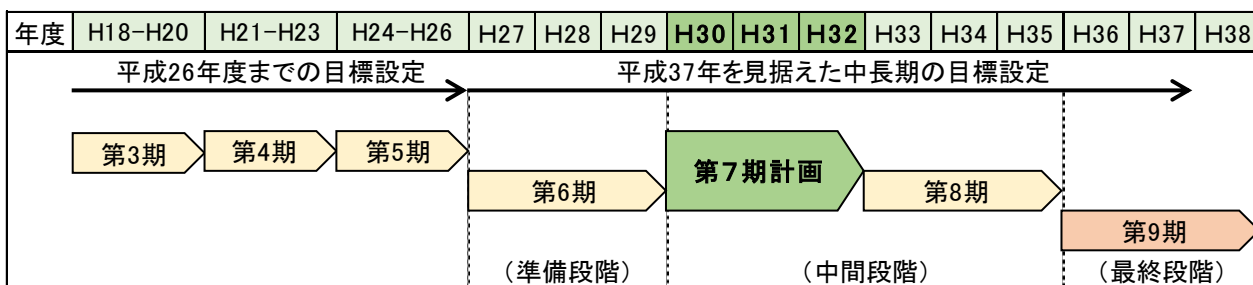
本計画は国や県等の関連計画と整合性を図るとともに、「鴻巣市総合振興計画」を上位計画として位置づけ、社会福祉法に規定する鴻巣市地域福祉計画など、保健医療福祉に関連する他の計画との調和を図るものとします。

また、施策の推進にあたっては、国・県・市並びに他市町村との連携をとり、関連計画との整合性に配慮しながら、計画の実現を図ります。



●計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

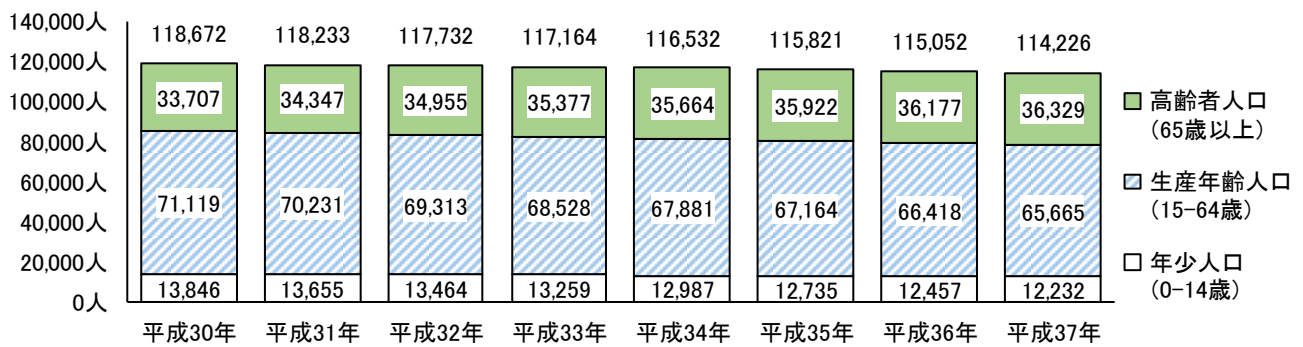


本市の高齢者を取り巻く状況

●人口推計

平成25年から平成29年の住民基本台帳を基に算出した人口推計をみると、本市の総人口は年々減少し、平成37（2025）年の総人口は、平成30年から3.7%（4,446人）減となる114,226人と推計されます。

一方、高齢者人口は増加を続け、平成37（2025）年には、7.8%（2,622人）増となる36,329人（高齢化率31.8%）となることが予測されます。

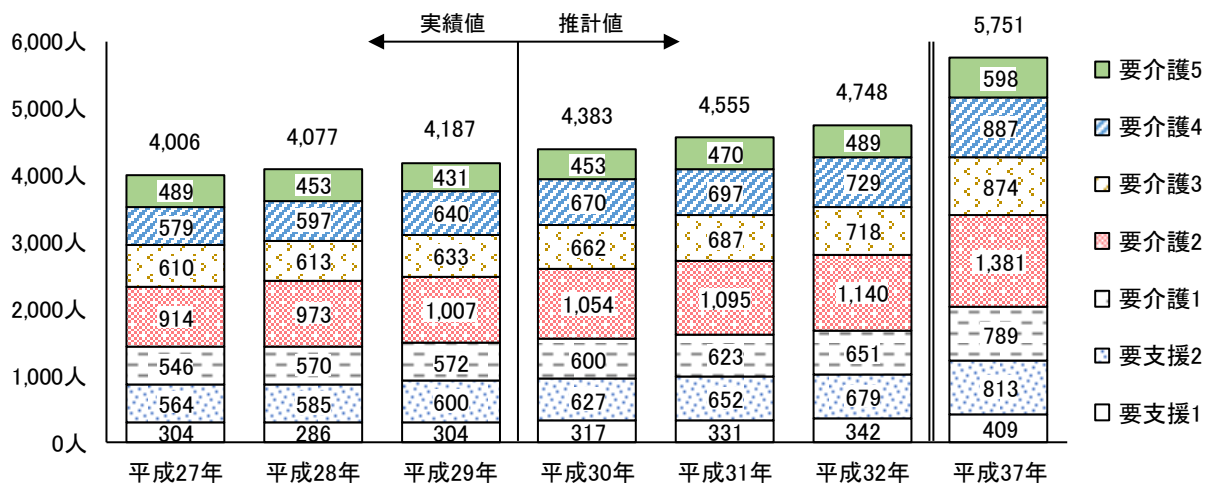


資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)による推計

●要支援・要介護認定者数の推計

65歳以上の要支援・要介護認定者数の推計をみると、本計画の最終年度となる平成32年には、平成29年から13.4%（561人）増となる4,748人と推計されます。

また、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には、平成29年から37.4%（1,564人）増となることが予測されます。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報による推計

計画の基本的な考え方

●基本理念

地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するとともに、地域特性などに配慮した、きめ細かな支援体制を整え、各制度及び各分野が連携し、地域での支え合いを基本とした総合的な高齢者福祉施策を推進します。

本市では、市民がこれからも安心して豊かな生活が送れるよう、「鴻巣市総合振興計画」を踏まえた上で、基本理念を下記のように定めます。

住み慣れた地域のなかで、いきいきと安心して暮らせるまち
いつまでも元気で、活動的で、生きがいに満ちて暮らせるまち

●基本方針

1 介護予防と社会参加の促進

場の提供等により、生きがいを持って生活するとともに、介護予防に取り組み、介護状態にならず生活を送ることができるよう支援します。

2 日常生活への支援

要介護高齢者等が各種支援を受けて、安心した日常生活を送ることができるよう日常生活への支援を行います。

3 介護サービスの推進

一人一人の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう介護サービスの充実を図るとともに介護人材の確保及び資質の向上に努めます。

4 医療・介護連携の基盤づくり

医療と介護の連携により、一人一人の状態に応じたサービスが円滑に受けられるよう医療・介護連携の基盤整備を進めます。

5 高齢者に関する保険制度の持続運営

高齢者に関する保険制度が適正に運営され、持続性が保たれるよう制度の適正化・効率化を図ります。

高齢者福祉施策の推進

地域福祉の充実

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 緊急時通報システム事業 | 2 避難行動要支援者事業 |
| 3 民生・児童委員活動支援事業 | 4 高齢者実態調査 |
| 5 要援護高齢者支援ネットワーク事業 | 6 高齢者の居住の安定確保 |

日常生活の支援

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1 重度要介護高齢者手当支給事業 | 2 重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業 |
| 3 重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒等事業 | 4 重度要介護高齢者等訪問理容・美容サービス事業 |
| 5 在宅要援護高齢者介護者手当支給事業 | 6 徘徊高齢者等探索サービス事業 |
| 7 在宅高齢者等配食サービス事業 | 8 重度要介護高齢者等日常生活用具給付等事業 |
| 9 高齢者外出支援サービス事業 | 10 敬老祝金支給事業 |

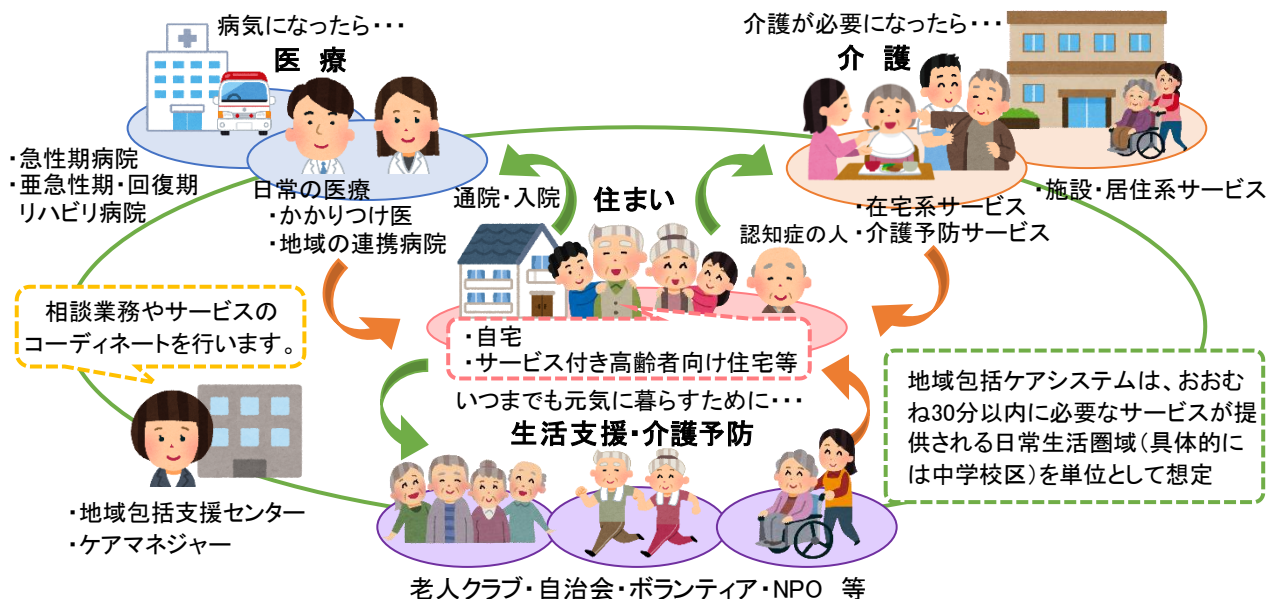
社会参加の促進

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 敬老会開催事業 | 2 高齢者福祉センター |
| 3 老人クラブ活動 | 4 社会福祉協議会 |
| 5 シルバー人材センター | |

権利擁護の推進

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 老人ホーム措置事業 | 2 在宅高齢者緊急時短期入所サービス事業 |
| 3 高齢者成年後見制度利用支援事業 | |

地域包括ケアシステムのイメージ図



介護保険事業の推進

介護サービス

介護サービス

- | | |
|------------|-------------|
| 1 居宅介護サービス | 2 地域密着型サービス |
| 3 施設サービス | 4 特定福祉用具購入 |
| 5 住宅改修 | 6 居宅介護支援 |

介護予防サービス

- | | |
|----------------|-------------|
| 1 居宅介護予防サービス | 2 地域密着型サービス |
| 3 特定介護予防福祉用具購入 | 4 介護予防住宅改修 |
| 5 介護予防支援 | |

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 介護予防・生活支援サービス事業 | 2 一般介護予防事業 |
|-------------------|------------|

包括的支援事業

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 地域包括支援センターの運営 | 2 在宅医療・介護連携の推進 |
| 3 認知症総合支援事業 | 4 生活支援サービスの体制整備 |

任意事業

- | | |
|------------|----------------|
| 1 家族介護支援事業 | 2 介護給付等費用適正化事業 |
|------------|----------------|

鴻巣市の「いきいきシニア(介護予防)事業」の紹介

○わがまちサロン

介護予防リーダー(市民ボランティア)による軽体操、脳トレ、おしゃべりタイム、歌の合唱などを行っています。



○すこやかシニア体操

介護予防リーダー(市民ボランティア)による体操(わがまち体操、簡単なリズム体操、軽体操など)を行っています。



○のすっこ体操

住民の方々の運営による重りを使った簡単な体操を、介護予防サポーター(市民ボランティア)が支援します。市内の身近な場所で開催しています。



○はつらつ健康スタジオ

先生の指導のもと、転倒予防や認知症予防のためのストレッチや筋力アップ体操、脳トレを行っています。



第1号被保険者の介護保険料

●第1号被保険者の保険料基準額

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は、下表のとおり月額4,800円（年額57,600円）と算定されます。

●保険料変更の主な要因

- ①法改正による第1号被保険者の保険料負担割合の増加（22%→23%）
- ②介護報酬の改定（+0.54%）
- ③消費税引き上げに伴う影響（平成31年10月実施）
- ④介護職員の処遇改善に係る影響（平成31年10月実施）

■所得段階別保険料

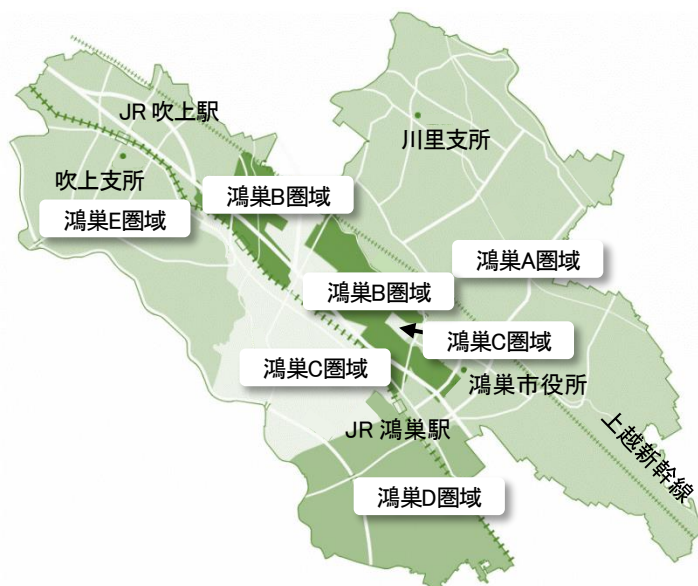
所得段階	対象者	負担割合	年額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.50	28,800
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.65	37,400
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.75	43,200
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	51,800
第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	57,600
第6段階	本人が市民税課税かつ合計所得120万円未満	基準額 ×1.20	69,100
第7段階	本人が市民税課税かつ合計所得120万円以上200万円未満	基準額 ×1.30	74,800
第8段階	本人が市民税課税かつ合計所得200万円以上300万円未満	基準額 ×1.50	86,400
第9段階	本人が市民税課税かつ合計所得300万円以上400万円未満	基準額 ×1.70	97,900
第10段階	本人が市民税課税かつ合計所得400万円以上	基準額 ×1.80	103,600

本市の日常生活圏域の状況

■日常生活圏域ごとの現状

区分 圏域	総人口	高齢者人口	高齢化率
鴻巣A圏域	26,941人	7,858人	29.2%
鴻巣B圏域	19,887人	5,297人	26.6%
鴻巣C圏域	22,933人	5,313人	23.2%
鴻巣D圏域	20,762人	5,790人	27.9%
鴻巣E圏域	28,524人	8,642人	30.3%
市全域	119,047人	32,900人	27.6%

資料：平成29年10月1日現在



◎地域包括支援センター

地域包括支援センター	電話番号	担当地区
川里苑(鴻巣A圏域)	048-569-2650	本町・天神・生出塚・鴻巣・中央・ひばり野・笠原・郷地・安養寺・常光・下谷・上谷・西中曾根・川里地域
こうのと(鴻巣B圏域)	048-596-2223	本宮町・雷電・加美・宮地・三ツ木・川面・寺谷・市ノ縄・八幡田・神明・稲荷町・赤見台・愛の町・東
彩香らんど(鴻巣C圏域)	048-595-3331	箕田・中井・すみれ野・大間・北中野・登戸・宮前・糠田・堤町・緑町・幸町・栄町
まむろ翔裕園(鴻巣D圏域)	048-540-0294	富士見町・原馬室・滝馬室・逆川・小松・松原・氷川町・人形
吹上苑(鴻巣E圏域)	048-548-8991	吹上地域

第7期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

発行 平成30年3月

鴻巣市

編集 長寿いきがい課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

Tel 048-541-1321 (代表)

URL <http://www.city.kounosu.saitama.jp/>

